

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 4 号	
件 名	就学援助の改善を求めることについて	
要 旨	<p>新潟市は昨年8月，事業仕分けを行い，就学援助制度（要・準要保護児童生徒援助費）については，委員による見直しの判定結果が出ました。</p> <p>昨年の12月議会で，事業仕分け結果に対する「取組方針（案）」として，認定基準を現行の生活保護基準の1.4倍以下から1.3倍以下に引き下げること，平成23年度から実施したいとの提案がされました。新潟市は平成18年に5階層への改正で支給対象を縮小し，さらに今回の見直しでは，第5階層の支給対象者，約1,300人（平成22年度）の子供たちが切り捨てられることとなります。また，将来の引き下げにつながることとなり許すことはできません。</p> <p>今，長引く不況の中で国民の所得は減り続け，子供たちの家庭の経済的状況は悪化しています。一方，学校への納入金は減っていません。新潟市でも就学援助を受ける子供たちが年々ふえ続け，4人に1人以上が受けています。特に第1階層（1.0倍以下），第2階層（1.1倍以下）の対象者が多いことは御存じのことと思います。保護者納入金や給食費の延納，滞納をしている家庭も多くあり，学校の教職員は日々，心を痛めています。このような貧困と格差が広がり，子供たちの生活や学力にも大きな影響が生まれています。</p> <p>憲法第26条で「義務教育は，これを無償とする」と定めています。また，教育基本法第4条第3項では「国及び地方公共団体は，能力があるにもかかわらず，経済的理由によって修学が困難な者に対して，奨学の措置を講じなければならない」としています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年月日 委員会	平成23年2月17日	第1項 第2項 } 文教経済常任委員会
受 理	平成23年2月10日	第553号

現在，新潟市の就学援助制度は5階層になっていますが，生活保護基準の1.4倍以下は，全国にも誇れるもので市民に喜ばれています。市民の所得が減り続け，教育費がかさむ中で，新潟市の未来を担う子供たちが安心して教育が受けられるよう，今，一層充実した就学援助制度が求められています。

就学援助制度を縮小することなく充実すること，また，国としても「教育の機会均等」の立場で子供たちへ国庫補助を復活するよう下記のとおり陳情します。

記

- 1 新潟市の就学援助基準である生活保護基準の1.3倍以下への引き下げ，支給率の減額を中止し，今後も1.4倍以下を堅持し，充実させること。
- 2 国庫補助を復活するよう国に強く要望すること。